

## 『井戸水メーターを使用している方』

【例】井戸水メーター有で、2カ月に31m<sup>3</sup>使用の下水道料金

《改正前》

基本料：825円×2か月＝1,650円

超過料：11m<sup>3</sup>×92円＝1,012円

(1,650円＋1,012円) ×1.1＝2,928.2円

➡2,928円

消費税端数処理①

井戸水メーター使用料

195円×1.1＝214.5円➡214円

消費税端数処理②

214円×2か月＝428円

合計 2,928円＋428円＝3,356円

《改正後》

基本料：825円×2か月＝1,650円

超過料：11m<sup>3</sup>×92円＝1,012円

井戸水メーター使用料

195円×2か月＝390円

合計 (1,650円＋1,012円＋390円) ×1.1＝3,357.2円

➡3,357円

消費税端数処理①

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されることに伴い、消費税額に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、1回の端数処理を行うこととなったため、今まで2回の消費税端数処理を行っていたものから、1回の消費税端数処理とすることで、1円の増額となります。